

資格停止措置一覧表

令和4年10月20日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	西日本電信電話(株) 岐阜支店	岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地	令和4年10月20日 ～令和5年1月3日 (2.5か月)	広島県と広島市が発注した学校用パソコン等の入札等参加業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、令和4年10月6日、公正取引委員会は11社に排除措置命令、6社に課徴金納付命令を行った。 行政処分を受けた11社のうち岐阜県後期高齢者医療広域連合入札参加資格者名簿の登録業者である西日本電信電話(株)に対し、令和4年10月19日に公表された岐阜県の決定を準用して入札参加資格の停止措置を講じるもの。